

奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <http://www.naras.johas.go.jp>

Eメール info@naras.johas.go.jp

Vol. 28 2016年 冬号

かわら版

事業場における治療と職業生活の両立支援

産業保健相談員（産業医学担当）

医師 西岡 久之

皆さんは、「がん」といえば恐ろしい病気というイメージを持っていませんか？

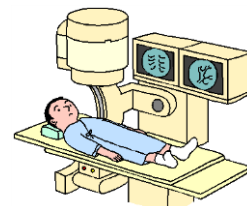
確かにがんは1981年以降、脳卒中にとって代わって死因のトップを占め、生涯でがん罹患する確率も、男女とも2人に1人となっています。（独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター：2012年）

しかし、恐れるには足りません。科学の進歩により、がんに対する診断、治療は大きく躍進し、確実に生存率が向上しています。（2003-2005年診断5年生存率58.6%：上記国立がんセンター2013年データ）

今やがんは糖尿病や高血圧のように「長く付き合う慢性疾患」に変化しつつあるのです。実際、32.5万人が仕事をもちながらがんで通院しているとされています。（「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計）

一方、平成25年に厚生労働省委託事業として実施されたアンケート調査によりますと、がんを理由として1ヵ月以上連続して休業している従業員がいる企業の割合は21%に達し、「仕事のため」、「忙しい」などの理由や職場の理解・支援体制の不足により、通院治療の中断や病気休職を申請せず退職する労働者が後を絶ちません。

こうしたことから、労働者の健康確保のみならず、がんなどの反復・継続して治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするための対応が必要となってきています。そこで今回は、平成28年2月に厚生労働省が発表しました「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」のポイントについて解説いたします。



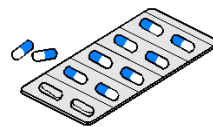
1. 治療と職業生活の両立支援を行うに当たっての留意事項

(1) 治療に関する注意事項

治療や経過観察の長期化、予期せぬ副作用等の出現等が考えられ、経過によって就業上の措置や治療への配慮の内容を変更する必要があるため、労働者は次の点に留意し、事業者に対して必要な情報を提供することが望ましいとされています。

① 手術を受ける場合は、手術後の経過や合併症などに個人差があること。

- ② 抗がん剤治療は、1～2週間程度の周期で行うため、副作用によって周期的に体調変化を認めることがあり、特に倦怠感や免疫力低下が問題となること。
- ③ 放射線治療は、基本的に毎日（月～金、数週間）照射を受けることが多いこと。また、治療中は通院による疲労に加え、治療による倦怠感等が出現することがあるが、症状の程度には個人差が大きいこと。



(2) メンタルヘルス面

- ① がんの診断が主要因になってメンタルヘルス不調に陥る場合もあるため、治療の継続や就業に影響があると考えられる場合には、適切な配慮を行うことが望ましいこと。
- ② がんと診断された者の中には、精神的な動揺や不安から早まって退職を選択する場合があることにも留意が必要であること。



2. 治療と職業生活の両立支援を行うための環境整備

- ① 労働者や管理職に対する研修等による意識啓発
- ② 労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ③ 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの検討・導入
- ④ 主治医に対して業務内容等を提供するための様式や、主治医から就業上の措置等に関する意見を求めるための様式の整備
- ⑤ 事業場ごとの衛生委員会等における調査審議



3. 治療と職業生活の両立支援の進め方

(1) 労働者が事業者へ申出

- ① 労働者から、主治医に対して、一定の書式を用いて自らの業務内容等を提供する。
- ② それを参考に主治医が、一定の書式を用いて症状、就業の可否、時短等の望ましい就業上の措置、配慮事項を記載した書面を作成する。
- ③ 労働者が、主治医に作成してもらった書面を、事業者に提出する。

(2) 事業者が産業医等の意見を聴取

事業者は、労働者から提出された主治医からの情報を、産業医等に提供し、就業上の措置、治療に対する職場での配慮に関する意見を聴取する。

(3) 事業者が就業上の措置等を決定・実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者の意見も聴取した上で、就業の可否、就業上の措置（作業の転換等）、治療に対する配慮（通院時間の確保等）の内容を決定し実施する。

※ その際には、上記の具体的な支援内容をまとめた「両立支援プラン」の作成が望ましいとされています。

➤ 奈良産業保健総合支援センターでは、治療と職業生活の両立支援に関する研修会・セミナーの開催、両立支援促進員（社会保険労務士）による相談対応、企業に対する個別訪問支援の実施等を通じてガイドラインの普及と支援に取り組んでいますので是非ご利用ください。

➤ 「がん患者の治療と就労両立支援セミナー」の開催について

- 1. 開催日時・場所 平成 29 年 1 月 18 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
奈良商工会議所 4 階中ホール（奈良市登大路町 36-2 ☎ 0742-26-6222）

奈良産業保健総合支援センターからのお知らせ

奈良産業保健総合支援センターでは、前述の相談事業や地域産業保健センター事業のほか、以下の業務も行っておりますので、積極的にご活用ください。

- ① 産業保健関係者からの産業保健に係る専門的相談への対応や事業場訪問による実地相談の実施
- ② 産業保健関係者の専門的・実践的能力向上を図るための研修会の開催
- ③ メンタルヘルス対策を普及促進するため、メンタルヘルス対策促進員の事業場訪問によるメンタルヘルス対策導入等（ストレスチェック制度に関する事項を含む。）の取組に対する支援の実施
- ④ メンタルヘルス教育の継続的な実施を普及するため、管理監督者、若年労働者等を対象としたメンタルヘルス教育の実施についての支援
- ⑤ 治療と職業生活の両立支援制度を普及促進するため、両立支援促進員による事業場への個別訪問支援、相談対応、患者（労働者）と事業場の個別調整支援等の実施
- ⑥ インターネットホームページやメールマガジンによる産業保健に関する情報の提供、リーフレット等による広報の実施
- ⑦ 事業者、労働者を対象とした啓発セミナー等の開催

■ ストレスチェック制度関連情報

- ① 事業者向けの厚生労働省版「ストレスチェック実施プログラム」の配布について
ストレスチェックの受検、個人の結果の出力、集団分析等を簡便に実施できるプログラムを厚生労働省ホームページから無料でダウンロードできます。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000104425.html>

※ 実施プログラム利用に関するコールセンター（お問い合わせ窓口）

電話番号：0120-65-3167（フリーダイヤル）

開設時間：平日の10:00～17:00（祝日等は除く。）



- ② 厚生労働省ホームページ「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策」では、以下のようなストレスチェック制度関連情報が掲載されています。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

- ・労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル（平成28年4月11日改訂）
- ・長時間労働者、高ストレス者の面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル
- ・ストレスチェック制度Q & A（平成28年8月30日更新）
- ・職業性ストレス簡易調査票（57項目）・・・その他、パンフレット等多数掲載

- メールマガジンを月1回発行しています。産業保健に関する最新ニュースや行政の動き、研修会の開催予定等役立つ情報をお届けしますので、アドレスのご登録をお願いします。

〒630-8115 奈良市大宮町1丁目1番32号 奈良交通第3ビル3階

独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター

電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

Eメール：info@naras.johas.go.jp

